

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：石油系炭化水素含浸ワックス

製品名：Dip-Seal DS-250 (ディップシールDS-250)

推奨用途と使用上の制限：金属の保護コーティング材。蒸気の吸入や皮膚、眼、皮膚との接触を避けること。

【製造元】

会社名：DIP SEAL PLASTICS, INC.

住所：2311 23rd AVE., ROCKFORD, IL 61104, USA

【販売元】

会社名：株式会社 オーデック

住所：〒141-0022 東京都品川区東五反田 3-14-13 高輪ミュージビル

担当部門：金属表面処理事業部

電話番号：03-6447-7461

FAX 番号：03-6447-7405

E-mail：info@audec.co.jp

作成日：2023年8月23日

改訂日：2023年10月6日

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】 ※区分に該当しない(分類対象外)、分類できないは省略。

可燃性固体	: 区分に該当しない
急性毒性-経口、経皮	: 区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	: 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分2
発がん性	: 区分1A
生殖毒性	: 区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分2(神経系)
水生環境有害性 短期(急性)	: 区分2
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分3

【絵表示】



【注意喚起語】

危険

【危険有害性情報】

- ・皮膚刺激
- ・強い眼刺激
- ・発がんのおそれ
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
- ・臓器の障害のおそれ(神経系)

- ・水生生物に有害
- ・長期継続的影響によって水生生物に有害

【注意書き】

《安全対策》

- ・取扱い後は手をよく洗うこと。眼には触らないこと。
- ・使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・必要な時以外は、環境への放出を避けること。

《応急措置》

- ・皮膚についた場合：多量の水で洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合：医療処置を受けること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。
- ・ばく露またはその懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。
- ・気分が悪い時は、診察を受けること。

《保管》

- ・施錠して保管すること。

《廃棄》

- ・内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

成分名	含有率 %	CAS RN	官報公示整理番号	P R T R	備考
鉱物油	60～70	64742-53-6、 64742-52-5 等	既存		鉱油
エチルセルロース	20～30	9004-57-3	8-186		
パラフィンワックス	10 以下	8002-74-2			
エポキシ化大豆油	5.0 以下	8013-07-8			
BHT	5.0 以下	128-37-0	3-540、9-1805	1-232	

4. 応急措置

吸入した場合 : 固体なのでそのままでは吸入の危険性はほとんど無いが、加熱溶解時に蒸気やヒューム、ミストなどを吸入する可能性がある。
被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移動させ、保温・安静にし、必要に応じ医師の診断を受けること。
呼吸が不規則または止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行い、直ちに医師の手当を受けること。嘔吐物を飲み込ませない様にする。

- 皮膚に付着した場合：汚染された衣類、靴などを速やかに取り除き、製品にふれた部分を大量の水及び石鹼水で十分に洗浄すること。溶剤・シンナーは使用しない。
皮膚等に変化が見られたり、炎症を生じた時には直ちに医師の手当を受けること。
特に、加熱溶解した液が付着した場合は、火傷の可能性があるため、すぐに流水で15分以上十分に冷やして、医師の手当てを受けること。
- 眼に入った場合：直ちに清浄な流水で15分以上洗眼した後、速やかに眼科医の手当を受けること。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行き渡るように洗眼すること。
コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り取り除いて洗眼すること。
すぐに痛みが無く視力に影響が無くても障害が遅れて現れることがあるため、必ず医師の診断を受けること。
- 飲み込んだ場合：意識のある場合は、吐き出さずに水で口の中をよく洗い、直ちに医師の手当てを受けること。意識のない場合は、口から何も与えず、嘔吐物を飲み込ませない様にし、直ちに医師の手当てを受けること。
- 応急措置をする者の保護：適切な保護具(保護眼鏡、防護マスク、手袋等)を着用する。換気を十分に行う。
に必要な注意事項
医師に対する特別な注意事項：情報無し

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤：粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧
使ってはならない消火剤：棒状注水
特有の危険有害性：引火性液体を含んだ固体であり、高温にさらされると溶解し、引火性液体になる。
特有の消火方法：周辺火災の場合は、容器を安全な場所に移動する。移動不可能な場合は、容器の破損が生じないように注水し、冷却する。
過熱により容器から内容物が溶解噴出した場合は、可能ならば容器を熱源から遠ざけ、大量の水を注水して冷却し、噴出が納まるのを待ち、消火活動を行うこと。
消火活動を行う者：熱分解などにより一酸化炭素や有害な炭化水素などの有毒ガスが発生するので、適切な特別な保護具 空気呼吸器や化学用保護衣を着用する。
及び予防措置

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意：漏れた接触や吸入を避けるため、漏れた付近の周囲から人を退避させる。
事項、保護具及び緊急時措置：付近の着火源となるものを速やかに除くとともに、適切な消火剤を用意すること。
屋内の場合は処理が終わるまで通風等により換気をよく行うこと。
作業者は保護手袋、保護眼鏡、保護服、保護マスクを着用すること。
- 環境に対する注意：流出した内容物が河川等に排出されない様に注意すること。
事項：漏出物を直接、河川や下水に流さないこと。
封じ込め及び浄化：固形の場合は、密閉できる空容器に回収すること。
の方法及び機材：高温液体の場合は、冷えて固まるまで待つか、乾燥砂、土、その他不燃性の物に吸着させて、密閉できる空容器に回収すること。
作業には火花を発生しない器具を使用し、静電気放電に対する予防措置を講ずること。
付着物・廃棄物等は関係法規に基づいて処置する。
- 二次災害の防止策：特に無し。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策** : 眼・皮膚・粘膜との接触を避け、蒸気、ミストなどを吸入しないように、保護手袋、保護眼鏡、保護服、保護マスクなど適切な保護具を着用すること。特に、高温液状の商品は火傷のおそれもあるので注意すること。
引火の危険があるので、直火による加熱は行わないこと。
高温溶液がこぼれない様に、ヒートポットは安定した場所に設置すること。
指定温度以上に加熱しないこと。
高温溶液に水や揮発性の高い溶剤等が入らないように注意すること。突沸の危険あり。
火気を使用している室内で使用しないこと。火気厳禁。
直射日光の当たる場所に放置しないこと。
夏場など、輸送や倉庫などで高温にさらされた時に、ブロック表面にオイルがにじみ出すことがあります。性能に問題はありませぬ。また、にじみ出したオイルは元には戻りませぬ。
- 安全取扱注意** : 換気の良い場所で使用すること。
- 事項** 人体に使用しないこと。
用途以外には使用しないこと。
その他、表示された使用上の注意を守ること。
- 接触回避** : 混触禁止物質を同じ場所で取り扱わないこと。
- 衛生対策** : 情報無し

保管

- 安全な保管条件** : 換気の良い涼しい場所で袋を密閉して、施錠して保管すること。
暖房器具の付近など熱気が当たるところ、自動車内には置かないこと。
水、湿気の多い所に放置しないこと。
子供の手の届かないところに保管すること。
その他、表示された保管上の注意を守ること。
- 安全な容器包装材料** : ポリ袋または金属容器、耐有機溶剤用樹脂容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度・許容濃度:

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH(TLV-TWA)
鉍物油		3mg/m ³ (鉍油ミスト、2022年度版)	5mg/m ³ (Inhalable particulate matter) (2023)
エチルセルロース			10mg/m ³ (Cellulose) (2023)
パラフィンワックス			2mg/m ³ (fume)
エポキシ化大豆油			
BHT			2mg/m ³ (Respirable fraction & Vapor)

- 設備対策** : 屋内作業場では、局所排気装置等を設置し、許容濃度を超えない様にする事。
長時間取り扱う場合、吸排気が十分にとれ暴露を受けない設備にすること。
換気扇や各種電気設備には防爆構造のものをを用いること。
取り扱い場所の近くには、安全シャワー、手洗い、洗眼設備等を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具 : 呼吸用保護具 ; 有機ガス用防毒マスク
手の保護具 ; 保護手袋(有機溶剤用)
眼の保護具 ; 保護眼鏡(側板付きまたはゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具 ; 保護服(長袖)。必要に応じて、保護前掛け、保護長靴。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	固体
色	褐色
臭い	鉱物油臭
融点/凝固点	約80℃(融解開始温度)
沸点又は初留点及び沸点範囲	情報無し
可燃性	情報無し
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	情報無し
引火点	218℃
自然発火点	315℃
分解温度	情報無し
p H	情報無し
動粘性率	情報無し
溶解度	水に不溶
n-オクタノール/水分配係数	情報無し
蒸気圧	情報無し
密度及び/又は相対密度	情報無し
相対ガス密度	情報無し
粒子特性	情報無し

10. 安定性及び反応性

反応性 : 通常の使用・保管条件では反応性無し。
化学的安定性 : 通常の使用・保管条件では安定。
危険有害反応可能性 : 強酸化剤や高温の表面との接触、火花または裸火により発火。
避けるべき条件 : 強酸化剤や強塩基との接触。裸火、静電放電などの着火源。
混触危険物質 : 強酸化剤、強塩基。
危険有害な分解生成物 : 熱分解や燃焼により一酸化炭素や有害な炭化水素などが生成する可能性あり。

11. 有害性情報

成分名	LD50口	LD50皮	LC50吸	皮	眼	感	変	発	生	単	反	誤
鉱物油	>5000	>2000	2.18mg/L	2	2			1A				
エチルセルロース	>5000	>5000		3								
パラフィンワックス	>3750	>3600		外	2B					3(気)		
エポキシ化大豆油	>5000	>2000		3	外	外(皮)						
BHT	1700-1900	>2000		外	2B				2	1	2	

※略記号(データ及びGHS区分) ※区分に該当しない(分類対象外)、分類できないは省略
LD50口 : 経口(主としてラット)mg/kg、LD50皮 : 経皮(主としてウサギ)mg/kg、LC50吸 : 吸入(主としてラット)ppm、

皮：皮膚腐食性／刺激性、眼：眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、感：感作性(呼：呼吸器、皮：皮膚)、
変：生殖細胞変異原性、発：発がん性、生：生殖毒性、単：特定標的臓器毒性(単回ばく露)(気：気道刺激性、
麻：麻酔作用)、反：特定標的臓器毒性(反復ばく露)、誤：誤えん有害性、外：区分に該当しない

1 2. 環境影響情報

生態毒性 : エポキシ化大豆油 ; EC50>100mg/L/24H (オミジノコ)
BHT ; EC50=0.84mg/L/48H(オミジノコ) (環境省リスク評価第6巻(2008))
残留性・分解性 : エポキシ化大豆油 ; BOD 分解度 28 日間 92%
BHT ; BOD 分解度 4.5%(既存化学物質安全性点検(1979))
生体蓄積性 : 情報無し
土壌中の移動性 : 情報無し
オゾン層への有害性 : 情報無し

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託してください。
汚染容器及び包装 : 同上。

1 4. 輸送上の注意

国際規則 : 航空輸送は IATA 及び海上輸送は IMDG の規則に従う。
国連番号 : 非該当
国連品名 : 非該当
国連分類 : 非該当
容器等級 : 非該当
副次危険性等級 : 非該当
海洋汚染物質 : 含有なし
国内規則 : 陸上輸送 ; 消防法、労働安全衛生法等の輸送について定めるところに従う。
海上輸送 ; 船舶安全法の輸送について定めるところに従う。
航空輸送 ; 航空法の輸送について定めるところに従う。
緊急時応急措置指針番号 ; 非該当

1 5. 適用法令

消防法 : 指定可燃物 可燃性固体類
労働安全衛生法 :
施行令第18条(名称等を表示すべき危険物及び有害物) 鉱油、固形パラフィン、2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール
施行令第18条の2別表第9(名称等を通知すべき危険物及び有害物) 鉱油、固形パラフィン、2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール
施行令別表第1(危険物) 非該当
特定化学物質障害予防規則 ; 非該当
有機溶剤中毒予防規則 ; 非該当
化学物質による健康障害防止指針 ; 非該当
化学物質管理促進法 ; 指定化学物質リスト(PRTL法) 第一種 ; 2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール
毒物及び劇物取締法 ; 非該当

航空法 : 施行規則第194条 航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示別表第1 非該当
船舶安全法 : 危規則告示別表第1 非該当
大気汚染防止法 : 第2条
(揮発性有機化合物) 非該当
(有害大気汚染物質) 非該当
施行令第10条(特定物質) 非該当
水質汚濁防止法 :
施行令第2条(有害物質) 非該当
施行令第3条 第1項第4号、第5号など
施行令第3条の3(指定物質) フェノール類及びその塩類
土壌汚染対策法 : 施行令第1条(特定有害物質) 非該当

16. その他の情報

記載内容は、現時点で入手した情報に基づいて作成していますが、記載のデータや評価に関してはいかなる保証をなすものではありません。

注意事項は、通常の取り扱いを対象としたもので、特別な取り扱いをする場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、取り扱い願います。

引用文献等

(独)製品評価技術基盤機構公表GHS分類結果
I C S C国際化学物質安全性カード